

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ建屋床ドレンサンプレベルスイッチの点検において、フロート連結ワイヤーが断線したため、当該部を修理	D	
2	2号機	試料採取系原子炉水PH計に指示値不良（変動）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
3	3号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器保持ポンプ軸受に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	試料採取系の燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）出口サンプリング流量調節弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	タービン建屋電動機駆動原子炉給水ポンプエリア換気空調系局所空調機（19）の凝縮水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	5号機	タービン建屋天井クレーン（100トン及び175トン）点検において、安全ネットのワイヤが滑車から外れ、100トンクレーン用安全ネットの滑車の枠（1箇所）に摩耗及び175トンクレーン用安全ネットの滑車の枠（1箇所）に損傷が認められたため、当該滑車を交換	C	
7	5号機	廃棄物処理系シャワードレンポンプ（B）の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（C）内部への軸シール水の漏れ込みが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
9	6号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、クレーン位置検出装置の基礎取付ボルト穴に亀裂及び欠損が認められたため、当該部を修理	D	
10	集中環境施設	機器ドレン処理系薬液供給設備硫酸希釈槽の出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	集中環境施設	取水設備スクリーン洗浄装置の洗浄水ストレーナ（A）入口圧力計に動作不良（スティック）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	集中環境施設	洗濯廃液処理設備廃液濃縮装置（B）入口流量調節弁前弁の開閉表示用リミットスイッチの中央操作室制御盤設置の端子に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	その他	海生物処理設備脱臭炉重油燃烧空気ファン駆動用電動機点検において、回転子に摺動痕が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	その他	海生物処理設備排ガス処理系予熱空気温度信号変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
15	その他	海生物処理設備排ガス処理系排熱回収装置流量演算器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
16	その他	海生物処理設備排ガス処理系湿式洗浄装置レベル信号変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
17	その他	海生物処理設備排ガス処理系排熱回収ファン空気流量信号変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
18	その他	工具センタの計測器等定期校正において、トルクレンチ 1 台に精度外れが認められたため、当該トルクレンチを修理・再校正	D	
19	その他	運用補助共用施設ストームドレンサンプポンプ（B）出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで